

株式会社 西日本住宅評価センター

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 本規程は、センターが別に定める業務規程に基づき実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、別表第 10 に定めるところによる。

(手数料算定の原則)

第3条 手数料算定における建築物及び工作物である自動車車庫の適用単位、適用床面積及び適用築造面積は、別表第 0-1 及び別表第 0-2 に定める。

- 2 各別表における建築物の区分は、別表第 0-3 に定める。一の申請において、複数の区分番号に該当する場合、申請部分の床面積が最大の区分番号を適用する。
- 3 申請が別表第 0-4 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算し、手数料の合計から減額する。
- 4 別表第 0-1 から別表第 9 までに定めのない適用単位、適用床面積、適用築造面積、規模、建築設備、一般工作物、検査、枚数、部数、色又は用紙等に係る手数料は別途見積りとする。

(建築物に関する確認の手数料)

第4条 建築物の確認に係る手数料は、別表第 0-1 の適用単位及び適用床面積につき、別表第 1-1-1 に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築物が別表第 1-1-2 の項目に該当する場合、前項の金額を同表の倍率で割り増す。ただし、一の申請で複数の項目に該当する場合、最大の割増倍率を適用する。
- 3 第 1 項の建築物が別表第 1-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

(建築物に関する中間検査の手数料)

第5条 建築物の中間検査に係る手数料は、別表第 0-1 及び別表第 0-2 の適用単位及び適用床面積（特定行政庁において、別に定めがある場合を除く。）につき、別表第 2-1 に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築物が別表第 2-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

(建築物に関する仮使用認定の手数料)

第6条 建築物の仮使用認定に係る手数料は、別表第 0-1 の適用単位及び適用床面積につき、別表第 3-1 に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築物が別表第 3-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。
- 3 計画の変更により再度仮使用認定を行う場合で別表第 3-3 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額とする。

(建築物に関する完了検査の手数料)

第7条 建築物の完了検査に係る手数料は、別表第 0-1 の適用単位及び適用床面積につき、別表第 4-1 に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築物が別表第 4-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

(建築設備に関する確認及び検査等の手数料)

第8条 建築設備の確認、完了検査及び仮使用認定に係る手数料は、別表第 5-1 の適用単位につき、同表に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築設備が別表第 5-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

(工作物に関する確認及び検査等の手数料)

第9条 工作物のうち、一般工作物の確認及び完了検査に係る手数料は、別表第 6-1 の適用単位につき、同表に掲げる金額とする。

- 2 前項の工作物が別表第 6-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

- 3 工作物のうち、工作物である自動車車庫の確認、完了検査及び仮使用認定に係る手数料は、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の「建築物」を「工作物である自動車車庫」と、「床面積」を「築造面積」と読み替えて適用し、各別表の手数料の区分は、次の各号に定めるところによる。

- 一 別表第 1-1-1 及び別表第 4-1 の手数料については、区分 4 を適用する。
- 二 別表第 3-1 の手数料については、住宅等以外の建築物を適用する。

(遠隔地手数料)

第10条 検査等の申請地が別表第 9 の区域にある場合、検査等 1 回（再検査及びあらかじめの検討の別途検査を含む。）につき、遠隔地手数料として同表に掲げる出張費及び交通費等を加算する。ただし、同表中の基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

- 2 業務上の必要、災害その他やむを得ない事情により、通常の方法若しくは経路により出張できない場合又は申請者側の事情により出張者の人数の増加が必要となる等、勘案すべき事情がある場合、出張費を別に定めることができる。
- 3 業務上の必要、災害その他やむを得ない事情がある場合、実際の方法又は経路により交通費を算定することができる。
- 4 検査等の日程及び時間等を勘案し、宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。
- 5 第 2 項から前項以外で、センターが業務を効率的に実施できると認める場合又は申

請者側の事情等による業務の負荷の度合いを勘案し、センターが変更を要すると認める場合、遠隔地手数料の減額又は加算をすることができる。

(届出手数料)

第11条 軽微変更報告書又は申請書記載事項変更届等に係る手数料は、別表第7の適用単位につき、同表に掲げる金額とする。

(手数料の減額及び加算)

第12条 センターは、申請が次の各号に該当する場合、第4条から前条までに定める手数料において、減額した手数料を別に定めることができる。

- 一 直近の年間申請件数が、センターが定める件数以上（見込みを含む）である場合
 - 二 前号に該当する場合、センターが地域の実情に応じ、追加の減額が必要と認める場合
 - 三 センターが行う他の業務と同時に申請がある場合
 - 四 センターが業務を効率的に実施できると認める場合
- 2 センターが業務上必要と認める場合、センターは事前に周知を行ったうえで、地域及び期間を定めて、前項とは別に、手数料を減額することができる。
- 3 センターがその業務の負荷の度合いを勘案して必要と認める場合、第4条から前条までに定める手数料以外に、別表第8の手数料を追加し、加算することができる。

(消費税)

第13条 消費税法第6条及び同法別表第1第5号に基づき、消費税は手数料に課税しない。

(端数調整)

第14条 前条までの規定を適用した金額については、100円未満の数を切り捨てる。

(本規程に定めのない事項等の取扱い)

第15条 本規程に定めのない事項、その他状況により必要がある場合、手数料及びその算定方法を協議により別に定めることができる。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

確認検査手数料別表

別表第0 適用単位、適用床面積及び適用築造面積

別表第0-1 建築物及び工作物である自動車車庫の手数料算定の適用単位等

対象区分		適用単位	適用床面積及び適用築造面積
確認	(1) 建築物の同一棟増築以外の基本手数料	申請1件	確認申請書(建築物)等第3面【11.延べ面積】イ.欄(申請部分)の床面積
	(2) 建築物の同一棟増築の基本手数料	申請1件	(1)の床面積に同一棟増築を行う確認申請書(建築物)等第4面【12.床面積】ロ.欄(申請以外の部分)の合計を加えた床面積
	(3) 工作物である自動車車庫の基本手数料	申請1件	確認申請書(工作物)等第2面【6.工作物の概要】【二.築造面積】(申請部分)の築造面積
計画変更	(4) 直前の確認がセンターの建築物の基本手数料	申請1件	次のいずれかとする ① 申請面積が増加し、かつ、増加する部分のすべてが別棟である場合、(1)又は(2)の区分により、増加部分の(1)又は(2)の床面積 ② 申請面積が増加する場合で、①以外の場合、(1)又は(2)の区分により、増加後の(1)又は(2)の床面積の合計の1/2 ③ 申請面積に変更がなく、変更部分の床面積が発生する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2 ④ 申請面積に変更がなく、③以外の場合、別表第1-1-1(1)の床面積 ⑤ ①から④にかかわらず、別表第0-3の区分において、構造計算等を要しない区分番号から、構造計算等を要する区分番号となった場合、(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(5) 直前の確認が他機関等の建築物の基本手数料	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(6) 直前の確認がセンターの工作物である自動車車庫の基本手数料	申請1件	次のいずれかとする ① 申請面積が増加し、かつ、増加する部分のすべてが別棟である場合、増加部分の築造面積 ② 申請面積が増加する場合で、①以外の場合、増加後の築造面積の合計の1/2 ③ 申請面積に変更がなく、変更部分の築造面積が発生する場合、当該計画の変更に係る部分の築造面積の1/2 ④ 申請面積に変更がなく、③以外の場合、別表第1-1-1(1)の築造面積
	(7) 直前の確認が他機関等の工作物である自動車車庫の基本手数料	申請1件	(3)の床面積
確認及び計画変更の加算手数料	(8) 特定天井、ルート2審査、保有水平耐力計算等、限界耐力計算等、併用構造又は多節点等	対象となる建築物又は建築物の部分ごと	該当する建築物又は建築物の部分ごとの床面積の合計
	(9) 土砂災害特別警戒区域の審査	対象となる建築物ごと	適用単位ごとに該当する建築物の床面積の合計
	(10) 一般的なプログラム以外の構造審査を要する場合	対象となる建築物又は建築物の部分ごと	該当する建築物又は建築物の部分ごとの床面積の合計
	(11) 耐火性能検証法	対象となる建築物ごと	当該設計方法に係る部分の床面積の合計
	(12) 防火区画検証法	対象となる建築物ごと	当該設計方法に係る部分の床面積の合計
	(13) 区画・階避難安全検証法	対象となる建築物ごと	当該設計方法に係る部分の床面積の合計
	(14) 全館避難安全検証法	対象となる建築物ごと	当該設計方法に係る部分の床面積の合計
	(15) 特定避難時間等建築物の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(16) 1時間準耐火共同住宅等の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(17) 開口率等の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
(18) 天空率の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積	
(19) バリアフリー法の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積	
(19a) 消防設備の審査	対象となる建築物ごと	当該設備に係る部分の床面積の合計	
中間検査	(20) 基本手数料	別表第0-2による	別表第0-2による
	(21) 再検査の加算手数料	検査1回	別表第0-2による

対象区分		適用単位	適用床面積及び適用築造面積
仮使用 認定	(22) 基本手数料	申請1件	安全計画書Ⅱ.3.申請面積
	(23) 再検査の加算手数料	検査1回	安全計画書Ⅱ.3.申請面積
	(24) あらかじめの検討の別途検査の加算手数料	検査1回	安全計画書Ⅱ.3.申請面積
	(24a) 省エネ適合性判定	対象となる建築物ごと	該当する建築物又は建築物の部分ごとの床面積の合計
(24b) 省エネ軽微変更ルートA又はルートBに係る省エネ軽微変更説明書	対象となる建築物ごと	該当する建築物又は建築物の部分ごとの床面積の合計	
完了検査	(25) 同一棟増築以外の基本手数料	申請1件	完了検査申請書第3面【8.検査対象床面積】 ただし、仮使用認定を当社で受けた場合、検査対象床面積から確認申請図書のとおり施工された仮使用部分を除いた床面積とする。
	(26) 同一棟増築の基本手数料	申請1件	(25)の床面積に同一棟増築を行う確認申請書(建築物)等第4面【12.床面積】ロ.欄(申請以外の部分)の合計を加えた床面積 ただし、仮使用認定を当社で受けた場合、検査対象床面積から確認申請図書のとおり施工された仮使用部分を除いた床面積とする。
完了検査の 加算手数料	(27) 再検査	申請1件	(25)又は(26)の区分により、(25)又は(26)の床面積
	(28) 追加説明書	説明書1件	次のいずれかとする ①変更の内容が軽微な変更該当しない場合、(4)から(7)の区分により、(4)から(7)の床面積 ②①以外の場合、別表第1-1-1(1)の床面積
	(29) 省エネ適合性判定	対象となる建築物ごと	次のいずれかとする ①仮使用認定がない場合又は仮使用認定において省エネ適合性判定を含まない場合 最新の計画書等の第5面【2.非住宅部分の床面積】(床面積)の合計。ただし、増築又は改築の場合、増築又は改築部分以外のすべての部分のBEIをデフォルト値とする場合は、「増築部分」又は「改築部分」を対象とし、それ以外の場合は「全体」を対象とする。 ②仮使用認定で省エネ適合性判定を含む場合 ①による床面積から仮使用認定における省エネ適合性判定対象床面積を除いた床面積
	(30) 省エネ軽微変更ルートA又はルートBに係る省エネ軽微変更説明書	説明書1件	次のいずれかとする ①仮使用認定がない場合又は仮使用認定において省エネ適合性判定を含まない場合 最新の計画書等の第5面【2.非住宅部分の床面積】(床面積)の合計。ただし、増築又は改築の場合、増築又は改築部分以外のすべての部分のBEIをデフォルト値とする場合は、「増築部分」又は「改築部分」を対象とし、それ以外の場合は「全体」を対象とする。 ②仮使用認定で省エネ適合性判定を含む場合 ①による床面積から仮使用認定における省エネ適合性判定対象床面積を除いた床面積
(31) 消防設備の検査	対象となる建築物ごと	当該設備に係る部分の床面積の合計	

別表第0-2 建築物の中間検査の適用単位と適用床面積

適用単位	申請1件 ただし、申請は、法第7条の3第1項第1号においては、建築物の各棟の工区ごとに、一工区を一の申請として行う。同2号においては、建築物ごとの全工区を工区ごとに、一工区を一の申請として行う。	
適用床面積	一の特定工程における工区	次の式で示される床面積
	(1) 一工区	$A_m = A_1 + A_2$
	(2) 複数工区の最初の工区	$A_m = A_1 + A_3$
	(3) 複数工区の(2)以外	$A_m = A_4$
A_m : 中間検査適用床面積 A_1 : 対象となる特定工程の部分に含まれない部分で、対象となる特定工程部分が建築される以前に建築されている部分の床面積の合計 A_2 : 対象となる特定工程の部分の床面積 A_3 : 対象となる特定工程の工区の時点において、対象となる特定工程の部分で、建築が終了している部分の床面積 A_4 : 対象となる特定工程の工区の時点において、対象となる特定工程の部分で、新たに建築された部分の床面積		

注1 特定行政庁において、別に定めがある場合を除く。

別表第0-3 建築物の区分

区分番号	建築物の内容
区分1	次のいずれかに該当する建築物 (1) 法第6条の4第1項第3号に該当する建築物で、 構造計算等 を要しない建築物 (2) 法第68条の11第1項の型式部材等製造者の認証を受けた建築物 (3) 法第68条の10の型式適合認定を受けている建築物で、同一の構法において法第68条の11第1項の認証を受けていないもの
区分2	「区分1」以外で、 構造計算等 を要しない建築物
区分3	住宅等 で、 構造計算等 を要する建築物
区分4	「区分3」以外で、 構造計算等 を要する建築物

注1 一の申請において、複数の区分番号に該当する場合、申請部分の床面積が最大の区分番号を適用する。

注2 **住宅等**とは、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の用途(以下「住宅等の用途」という。)に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上、かつ、住宅等の用途以外の用途に供する部分の床面積が200㎡以下であるものをいう。

別表第0-4 申請の減額手数料

	項目	適用単位	減額金額
(1)	確認 の申請に係るFD申請	申請1件	2,000円
(2)	建築物と建築設備の 確認(計画変更を除く) の申請に係る 併願申請	申請1件	2,000円
(3)	建築物と工作物の 確認(計画変更を除く) の申請に係る 併願申請	申請1件	2,000円

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して減額する。

別表第1 建築物の確認(消費税非課税)

別表第1-1-1 建築物及び工作物である自動車車庫の確認(計画変更を含む)の基本手数料

別表第0-1で算定する床面積 ただし、「区分4」欄において、工作物 である自動車車庫の料金を算定する場 合は築造面積		別表第0-3による建築物の区分による基本手数料			
		区分1	区分2	区分3	区分4
(1)	100㎡以内	32,000円	57,000円	77,000円	81,000円
(2)	100㎡を超え 200㎡以内	45,000円	76,000円	95,000円	99,000円
(3)	200㎡を超え 500㎡以内	57,000円	80,000円	119,000円	124,000円
(4)	500㎡を超え 1,000㎡以内	135,000円	140,000円	149,000円	165,000円
(5)	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	183,000円	200,000円	222,000円	252,000円
(6)	2,000㎡を超え 3,000㎡以内	201,000円	248,000円	289,000円	310,000円
(7)	3,000㎡を超え 4,000㎡以内	241,000円	292,000円	348,000円	388,000円
(8)	4,000㎡を超え 5,000㎡以内	283,000円	353,000円	405,000円	453,000円
(9)	5,000㎡を超え 6,000㎡以内	—	406,000円	456,000円	498,000円
(10)	6,000㎡を超え 8,000㎡以内	—	455,000円	495,000円	553,000円
(11)	8,000㎡を超え 10,000㎡以内	—	489,000円	522,000円	585,000円

注1 上表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第1-1-2 建築物の確認(計画変更を含む)の基本手数料(別表第1-1-1)に乘じる倍率

項目	倍率
(1) 確認申請書(建築物)等第4面の工事種別が同一棟増築の場合	×2.0倍
(2) 区分1(2)において、建築物が令第136条の2の11第1号イに該当する場合	×1.2倍
(3) 区分1において、令第10条第4号(床面積が30㎡以下の建築物を除く)で住宅等に該当する場合	×1.2倍
(4) 区分1において、令第10条第4号(床面積が30㎡以下の建築物を除く)で住宅等以外に該当する場合	×1.5倍

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、最大の割増倍率を適用する。

別表第1-2 建築物及び工作物である自動車車庫の確認(計画変更を含む)の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告又は電子申請の消防同意における紙面出力を行う場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 消防同意を要する場合	同意1回	5,000円
(3) 構造計算適合性判定を要する場合	対象となる棟ごと	17,000円
(4) 構造別棟等の数が2以上となる場合	申請1件	別表第1-4による
(5) 特定天井又はルート2の審査を行う場合	別表第0-1による	別表第1-5による
(6) 限界耐力計算等、保有水平耐力計算等、併用構造又は多節点等の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-6による
(7) 土砂災害特別警戒区域の審査	別表第0-1による	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.6
(8) 一般的なプログラム以外の構造審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-7による
(9) 検証法の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-8による
(10) 天空率の審査を要する場合	別表第1-9による	別表第1-9による
(11) 日影の審査を要する場合	申請1件	8,000円
(12) 特定避難時間等建築物の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-1-1で算定した基本手数料×1.2
(13) 1時間準耐火共同住宅等の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.5
(14) 開口率計算等の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.7
(15) 既存不適格等の判定の審査を要する場合	申請1件	150,000円
(16) バリアフリー法の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.2
(17) 消防設備の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-10による

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第1-3 行政等への報告又は電子申請の消防同意における紙面出力に関する加算手数料

報告1件又は1部あたりの枚数 (白黒印刷・A3まで)	行政等への報告			電子申請に係る消防同意等	
	報告1件	2部以下	3部		
適用単位					
(1)	1枚以上 50枚以内	2,000円	2,000円	3,000円	
(2)	51枚以上 100枚以内	2,500円	2,500円	3,500円	
(3)	101枚以上 200枚以内	3,000円	3,000円	4,000円	
(4)	201枚以上 500枚以内	4,500円	4,500円	6,000円	
(5)	501枚以上 1,000枚以内	8,000円	8,000円	10,000円	

注1 上表に定めのない枚数、部数、色又は用紙については、別途見積りとする。

別表第1-4 構造別棟等の数が2以上となる場合の審査に関する加算手数料

構造別棟等の数=nとした場合に 加算金額欄に示される算定式	適用単位	加算金額
	申請1件	別表第1-1-1で算定した基本手数料×(n-1)×0.2

別表第1-5 特定天井又はルート2の審査に関する加算手数料

別表第0-1で算定する床面積	特定天井を 設ける場合	落下防止措置を 講じる場合	ルート2の審査 を要する場合
(1) 200㎡以内			110,000円
(2) 200㎡を超え 500㎡以内	110,000円	210,000円	120,000円
(3) 500㎡を超え 1,000㎡以内	150,000円	290,000円	130,000円
(4) 1,000㎡を超え 2,000㎡以内	190,000円	370,000円	170,000円
(5) 2,000㎡を超え 5,000㎡以内	210,000円	410,000円	200,000円
(6) 5,000㎡を超え 10,000㎡以内	230,000円	450,000円	240,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第1-6 特定の構造の審査に関する加算手数料

項目(適用単位は、別表第0-1による)	加算金額
(1) 限界耐力計算等	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.3
(2) 保有水平耐力計算等	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.2
(3) 併用構造	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.3
(4) 多節点等	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.6

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第1-7 一般的なプログラム以外の構造の審査に関する加算手数料

項目(適用単位は、別表第0-1による)	加算金額
(1) 建築物の構造計算の手法1	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.2
(2) 建築物の構造計算の手法2	別表第1-1-1で算定した基本手数料×1.2

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第1-8 各検証法の審査に関する加算手数料

別表第0-1で算定する床面積	耐火性能 検証法	防火区画 検証法	区画・階避難 安全検証法 (ルートB1)	階数が1の 全館避難 安全検証法 (ルートB1)	階数が2以上 の全館避難 安全検証法 (ルートB1)
(1) 1,000㎡以内	33,000円	33,000円	33,000円	33,000円	50,000円
(2) 1,000㎡を超え 2,000㎡以内	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	75,000円
(3) 2,000㎡を超え 10,000㎡以内	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	113,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

注3 各避難安全検証法の検証方法がルートB2の場合は別途見積りとする。

別表第1-9 天空率の審査に関する加算手数料

道路高さ制限、隣地高さ制限、北側高さ 制限の制限の区分のうち、審査を要す る制限の区分の数=nとした場合に、加 算金額欄に示される算定式	適用単位	加算金額
	申請1件	別表第1-1-1で算定した基本手数料×0.1 又は 8,000円×nの算定結果で大きい方の金額

別表第1-10 消防設備の審査に関する加算手数料

別表第0-1で算定する床面積	スプリンクラー 設備	自動火災報知 設備	特定小規模施 設用自動火災 報知設備
(1) 200㎡以内	見積	8,000円	8,000円
(2) 200㎡を超え 500㎡以内	見積	8,000円	8,000円
(3) 500㎡を超え 1,000㎡以内	見積	8,000円	8,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 任意設置されたもののうち、消防署等にて審査されずセンターのみで審査を行う場合に適用する。

別表第2 建築物の中間検査(消費税非課税)

別表第2-1 建築物の中間検査の基本手数料

別表第0-1及び別表第0-2で算定する 床面積	別表第0-3による建築物の区分による基本手数料			
	区分1	区分2	区分3	区分4
(1) 100㎡以内	32,000円	40,000円	48,000円	48,000円
(2) 100㎡を超え 200㎡以内	36,000円	48,000円	62,000円	72,000円
(3) 200㎡を超え 500㎡以内	51,000円	60,000円	85,000円	91,000円
(4) 500㎡を超え 1,000㎡以内	92,000円	92,000円	115,000円	115,000円
(5) 1,000㎡を超え 2,000㎡以内	126,000円	126,000円	175,000円	175,000円
(6) 2,000㎡を超え 3,000㎡以内	181,000円	181,000円	226,000円	226,000円
(7) 3,000㎡を超え 4,000㎡以内	214,000円	214,000円	267,000円	267,000円
(8) 4,000㎡を超え 5,000㎡以内	246,000円	246,000円	306,000円	306,000円
(9) 5,000㎡を超え 6,000㎡以内	—	262,000円	346,000円	346,000円
(10) 6,000㎡を超え 8,000㎡以内	—	289,000円	385,000円	385,000円
(11) 8,000㎡を超え 10,000㎡以内	—	312,000円	416,000円	416,000円

注1 上表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第2-2 建築物の中間検査の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 直近の確認が他機関等である場合	申請1件	別表第1-1-1で算定した基本手数料
(3) (2)の場合を除き、直前の検査が他機関等である場合	申請1件	別表第2-1で算定した基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合	説明書1件	5,000円
(5) 再検査を行う場合	別表第0-1及び別表第0-2による	別表第2-1で算定した基本手数料

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第3 建築物の仮使用認定(消費税非課税)

別表第3-1 建築物及び工作物である自動車車庫の仮使用認定の基本手数料

別表第0-1で算定する床面積 ただし、「住宅等以外の建築物」欄において、工作物である自動車車庫の料金を算定する場合は築造面積	住宅等	住宅等以外の建築物
(1) 100㎡以内	48,000円	60,000円
(2) 100㎡を超え 200㎡以内	60,000円	75,000円
(3) 200㎡を超え 500㎡以内	82,000円	104,000円
(4) 500㎡を超え 1,000㎡以内	133,000円	177,000円
(5) 1,000㎡を超え 2,000㎡以内	200,000円	269,000円
(6) 2,000㎡を超え 3,000㎡以内	272,000円	339,000円
(7) 3,000㎡を超え 4,000㎡以内	321,000円	401,000円
(8) 4,000㎡を超え 5,000㎡以内	369,000円	461,000円
(9) 5,000㎡を超え 6,000㎡以内	416,000円	519,000円
(10) 6,000㎡を超え 8,000㎡以内	462,000円	578,000円
(11) 8,000㎡を超え 10,000㎡以内	500,000円	624,000円

注1 上表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 住宅等とは、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の用途(以下「住宅等の用途」という。)に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上、かつ、住宅等の用途以外の用途に供する部分の床面積が200㎡以下であるものをいう。

別表第3-2 建築物及び工作物である自動車車庫の仮使用認定の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 直近の確認が他機関等である場合	申請1件	別表第1-1-1で算定した基本手数料
(3) (2)の場合を除き、直前の検査が他機関等である場合	申請1件	別表第3-1で算定した基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合	説明書1件	5,000円
(5) 再検査又はあらかじめの検討の別途検査を行う場合	別表第0-1による	別表第3-1で算定した基本手数料
(6) 建築物省エネ法への適合の検査を要する場合	別表第0-1による	別表第4-3で算定した加算手数料
(7) 省エネ軽微変更ルートA又はルートBに係る省エネ軽微変更説明書を提出する場合	別表第0-1による	別表第4-3で算定した加算手数料

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第3-3 計画の変更により仮使用認定を再申請する場合の手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 期間の延長を行う場合	申請1件	20,000円
(2) 屋外経路の変更のみの場合	申請1件	別表第3-1 (1) 面積欄の手数料

別表第4 建築物の完了検査(消費税非課税)

別表第4-1 建築物及び工作物である自動車車庫の完了検査の基本手数料

別表第0-1で算定する床面積 ただし、「区分4」欄において、工作物 である自動車車庫の料金を算定する場 合は築造面積		別表第0-3による建築物の区分による基本手数料			
		区分1	区分2	区分3	区分4
(1)	100㎡以内	33,000円	47,000円	52,000円	55,000円
(2)	100㎡を超え 200㎡以内	37,000円	68,000円	70,000円	78,000円
(3)	200㎡を超え 500㎡以内	52,000円	85,000円	85,000円	102,000円
(4)	500㎡を超え 1,000㎡以内	102,000円	112,000円	135,000円	148,000円
(5)	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	142,000円	151,000円	174,000円	184,000円
(6)	2,000㎡を超え 3,000㎡以内	181,000円	221,000円	248,000円	252,000円
(7)	3,000㎡を超え 4,000㎡以内	214,000円	248,000円	269,000円	288,000円
(8)	4,000㎡を超え 5,000㎡以内	246,000円	258,000円	287,000円	308,000円
(9)	5,000㎡を超え 6,000㎡以内	—	278,000円	326,000円	352,000円
(10)	6,000㎡を超え 8,000㎡以内	—	302,000円	368,000円	386,000円
(11)	8,000㎡を超え 10,000㎡以内	—	332,000円	402,000円	422,000円

注1 上表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第4-2 建築物及び工作物である自動車車庫の完了検査の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 直近の確認が他機関等である場合	申請1件	別表第1-1-1で算定した基本手数料
(3) (2)の場合を除き、直前の検査が他機関等である場合	申請1件	別表第4-1で算定した基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合	説明書1件	5,000円
(5) 再検査を行う場合	別表第0-1による	別表第4-1で算定した基本手数料
(6) 完了検査の追加説明書を提出する場合	別表第0-1による	変更の内容を計画変更として第4条に基づいて算定した手数料の合計
(7) 建築物省エネ法への適合の検査を要する場合	別表第0-1による	別表第4-3による
(8) 消防設備の検査を要する場合	別表第0-1による	別表第4-4による

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第4-3 建築物省エネ法への適合の検査等を要する場合の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) センターで直前の省エネ適合性判定等を受けた場合	別表第0-1による	省エネ業務規程別表3-1(消費税別)によって算定した料金×0.2
(2) 他機関等で直前の省エネ適合性判定等を受けた場合	別表第0-1による	省エネ業務規程別表3-1(消費税別)によって算定した料金×0.4
(3) 省エネ軽微変更ルートA又はルートBに係る省エネ軽微変更説明書を提出する場合	別表第0-1による	省エネ業務規程別表3-1(消費税別)によって算定した料金×0.1

注1 一の敷地内に複数の建築物省エネ法の申請がある場合、各々本別表に従って算定した手数料の合計とする。

注2 省エネ業務規程別表2に該当する建築物においても、省エネ業務規程別表3-1に基づき算定した料金とする。

注3 建築物のすべてが計算対象外の室のみで構成されている場合は、モデル建物法に該当するものとし、それ以外においては、計画書等第5面【4.非住宅部分のエネルギー消費性能】に該当する基準による算定方法を適用する。

注4 省エネ業務規程別表5(3)の加算は適用しない。

【参考】省エネ業務規程別表3-1の料金(消費税別)

区分番号	床面積の合計 (対象となる床面積の算定方法は別表第0-1による)	評価方法					
		モデル建物法			標準入力法等		
		区分A	区分B	区分C	区分A	区分B	区分C
(1)	1,000㎡未満	240,000円	170,000円	80,000円	430,000円	330,000円	80,000円
(2)	1,000㎡以上 2,000㎡未満	280,000円	210,000円	80,000円	540,000円	440,000円	80,000円
(3)	2,000㎡以上 3,000㎡未満	320,000円	250,000円	100,000円	630,000円	560,000円	90,000円
(4)	3,000㎡以上 4,000㎡未満	350,000円	280,000円	110,000円	670,000円	590,000円	100,000円
(5)	4,000㎡以上 5,000㎡未満	370,000円	310,000円	130,000円	710,000円	630,000円	110,000円
(6)	5,000㎡以上 10,000㎡未満	450,000円	370,000円	180,000円	790,000円	740,000円	140,000円

※1 上表に定めのない規模の料金は、別途見積りとする。

別表第4-4 消防設備の検査に関する加算手数料

別表第0-1で算定する床面積	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	特定小規模施設用自動火災報知設備
(1) 200㎡以内	見積	8,000円	8,000円
(2) 200㎡を超え 500㎡以内	見積	8,000円	8,000円
(3) 500㎡を超え 1,000㎡以内	見積	8,000円	8,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 任意設置されたもののうち、消防署等にて検査されずセンターのみで検査を行う場合に適用する。

別表第5 建築設備の確認及び検査等(消費税非課税)

別表第5-1 建築設備の確認及び検査等の基本手数料

適用単位 区分 (ただし、併願申請において、計画変更時に新たに建築設備を設置する場合、確認の金額を適用する)	一の建築設備(単独申請、複数申請及び併願申請の別によらない。)				
	確認	計画変更		仮使用認定	完了検査
直前の確認がセンター		直前の確認が他機関等			
(1) 型式部材等製造者認証を受けたエレベーター等及	18,000円	11,000円	18,000円	25,000円	21,000円
(2) (1)以外のエレベーター等	36,000円	23,000円	36,000円	50,000円	43,000円

注1 上表に定めのない建築設備及び検査は、別途見積りとする。

別表第5-2 建築設備の確認及び検査等の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 検査等において、直近の確認が他機関等である場合	一の建築設備	別表第5-1で算定した確認の基本手数料
(3) (2)の場合を除き、検査等において直前の検査が他機関等である場合	一の建築設備	別表第5-1で算定した該当する検査等の基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合	一の建築設備の説明書1件	5,000円
(5) 再検査又は仮使用認定のあらかじめの検討の別途検査を行う場合	一の建築設備の再検査1回	別表第5-1で算定した該当する検査等の基本手数料
(6) 完了検査の追加説明書を提出する場合	一の建築設備の追加説明書1件	別表第5-1で算定した完了検査の基本手数料

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第6 一般工作物の確認及び検査等(消費税非課税)

別表第6-1 一般工作物の確認及び検査等の基本手数料

適用単位 区分 (ただし、併願申請において、計画変更時に新たに工作物を設置する場合、確認の金額を適用する)	一の工作物 (単独申請、複数申請及び併願申請の別によらない。)				
	確認	計画変更		完了検査	
直前の確認がセンター		直前の確認が他機関等			
(1) 鉄柱等 19m以下	20,000円	18,000円	20,000円	20,000円	
(2) 19m超え 40m以下	40,000円	36,000円	40,000円	40,000円	
(3) 広 告塔等 5m以下	24,000円	20,000円	24,000円	28,000円	
(4) 5m超え 10m以下	48,000円	40,000円	48,000円	56,000円	
(5) 10m超え 19m以下	86,000円	72,000円	86,000円	90,000円	
(6) 擁 壁 4m以下	24,000円	20,000円	24,000円	28,000円	
(7) 4m超え 8m以下	48,000円	40,000円	48,000円	56,000円	

注1 上表に定めのない検査、一般工作物及び規模は、別途見積りとする。

注2 工作物である自動車庫の基本手数料は別表第1-1-1、別表第3-1、別表第4-1による。

別表第6-2 一般工作物の確認及び検査等の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 検査等において、直近の確認が他機関等である場合	一の工作物	別表第6-1で算定した確認の基本手数料
(3) (2)の場合を除き、検査等において直前の検査が他機関等である場合	一の工作物	別表第6-1で算定した該当する検査等の基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合	一の工作物の説明書1件	5,000円
(5) 再検査を行う場合	一の工作物の再検査1回	別表第6-1で算定した完了検査の基本手数料
(6) 完了検査の追加説明書を提出する場合	一の工作物の追加説明書1件	別表第6-1で算定した計画変更の基本手数料
(7) 別に定める工作物の構造計算の手法を用いる場合	別表第6-3による	別表第6-3による

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

注2 工作物である自動車庫の加算手数料は別表第1-2、別表第3-2、別表第4-2による。

別表第6-3 工作物の構造計算の手法に関する加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 工作物の構造計算の手法1	一の工作物	別表第6-1で算定した基本手数料×0.2
(2) 工作物の構造計算の手法2	一の工作物	別表第6-1で算定した基本手数料×0.6
(3) 工作物の構造計算の手法3	一の工作物	別表第6-1で算定した基本手数料×2.7

別表第7・8 その他の手数料(消費税非課税)

別表第7 届出手数料

	項目	適用単位	金額
(1)	軽微変更報告書	報告書1件	5,000円
(2)	申請書記載事項変更届等	変更届等1件	5,000円

別表第8 センターが必要と認める場合に追加することができる加算手数料

	加算の対象となる項目	適用単位	加算金額の上限
(1)	確認において、 既存不適格等の判定の審査 を要する場合に、対象となる建築物、建築設備又は工作物に検査済証が交付されていない場合	対象となる 確認 の申請1件	センターが別に定める建築基準法適合状況調査業務手数料規程の手数料の相当する額を上限とした金額
(2)	確認、検査等 、許可手続きもれ等の申請者の責に帰すべき理由で、通常とは異なる特別な調査、特定行政庁等と通常以上の協議が必要となる場合(確認 又は 検査等 の引受けを行うものに限る)	申請1件	各別表において該当する基本手数料及び加算手数料の合計を上限とした金額
(3)	確認において、 あらかじめの検討 を行う場合	対象となる 確認 の申請1件	各別表において該当する基本手数料及び加算手数料の合計を上限とした金額
(4)	確認において、センターが 確認の引受け を行う以前に、対象となる確認に係る 事前相談等 に応じた場合(確認 の引受けを行うものに限る)	対象となる 確認 の申請1件	差替え回数に各表において該当する基本手数料及び加算手数料を乗じた合計を上限とした金額
(5)	確認において、申請者の要望により、支店及び事務所が 業務規程 第14条第2項に定める業務区域以外の業務区域の 確認(計画変更を含む) を行う場合	申請1件	対象となる基本手数料の0.5倍を上限とした金額
(6)	検査等 において、申請者の要望により、センターの 検査等 を担当する支店等以外が 検査等(再検査及びあらかじめの検討の別途検査を含む) を行う場合	検査1回	交通費等に、70,000円を加えた合計を上限とした金額
(7)	確認において、建築設備又は工作物の 既存不適格等の判定の審査 を要する場合	対象となる一の建築設備又は一の工作物	別表第1-2(15)の加算金額を上限とした金額
(8)	確認において、既存建築物にエレベーター又は広告塔を設置する場合、その他建築設備又は工作物の確認において、対象となる建築設備又は工作物を設置する建築物の審査を要する場合	対象となる建築設備又は工作物を設置する建築物の棟	対象となる建築物の基本手数料及び加算手数料の合計を上限とした金額
(9)	中間検査 又は 完了検査 において、 軽微な変更 の内容が一の 変更 に該当する場合	軽微な変更説明書 1件又は 軽微変更報告書 1件	軽微な変更説明書 又は 軽微変更報告書 を提出する場合の加算手数料との合計が、一の変更を 計画変更 として提出した場合に該当する基本手数料を超えない金額を上限とした金額
(10)	申請者の要望により、 休日等 に現場において 検査等(再検査及びあらかじめの検討の別途検査を含む) を行う場合	検査等 1回	当該 検査等 の基本手数料の金額を超えない金額を上限とした金額
(11)	センターが 確認の引受け を行う建築物以外に設置される建築設備又はセンターが 確認の引受け を行う建築物の同一敷地以外に築造される工作物の 検査等 の場合	検査1回	当該 検査等 の基本手数料の金額を超えない金額を上限とした金額

別表第9 遠隔地手数料

基準日:2021年4月1日

対象支店		名古屋支店(各事務所含む)から					
区分	加算金額	愛知県		岐阜県		三重県	
区分0	0円	名古屋市 半田市 津島市 安城市 小牧市 東海市 知多市 尾張旭市 岩倉市 日進市 清須市 弥富市 あま市 東郷町 大治町 阿久比町 飛島村 豊橋市 豊川市 新城市 幸田町 一宮市 江南市 大口町	瀬戸市 春日井市 刈谷市 常滑市 稲沢市 大府市 知立市 高浜市 豊明市 愛西市 北名古屋市 みよし市 長久手市 豊山町 蟹江町 東浦町 岡崎市 蒲郡市 田原市 犬山市 扶桑町	多治見市 岐阜市 関市(板取、上之保以外) 美濃市 美濃加茂市 山県市 本巣市(根尾以外) 海津市 岐南町 養老町 関ヶ原町 輪之内町 揖斐川町の都市計画区域内 大野町 北方町 富加町	土岐市 大垣市 羽島市 各務原市 瑞穂市 笠松町 垂井町 神戸町 安八町 池田町 坂祝町	桑名市 木曾岬町 朝日町 川越町 東員町 津市(美杉町以外) 松阪市(飯南町、飯高町以外) 四日市市 亀山市 鈴鹿市 菰野町 多気町 明和町 玉城町	
区分1	10,000円 及び 交通費等	碧南市 西尾市 美浜町	豊田市 南知多町 武豊町	瑞浪市 関市板取、上之保 可児市 川辺町	恵那市 御嵩町	いなべ市 津市美杉町 松阪市飯南町、飯高町 志摩市 鳥羽市 大台町 大紀町	伊勢市 名張市 伊賀市 度会町 南伊勢町
区分2	15,000円 及び 交通費等	設楽町	東栄町	郡上市 八百津町 高山市(上宝町・奥飛騨温泉郷・丹生川町以外) 本巣市根尾 揖斐川町の都市計画区域外 白川町 白川村	下呂市 金山 七宗町	紀北町	尾鷲市
区分3	23,000円 及び 交通費等			中津川市 下呂市(金山以外)			
区分4	30,000円 及び 交通費等	豊根村		高山市上宝町、奥飛騨温泉郷、丹生川町 飛騨市古川町		熊野市 御浜町	紀宝町
区分5	40,000円 及び 交通費等			飛騨市(古川町以外)			
区分6	50,000円 及び 交通費等						

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

注3 区分7以外の区分又は表中「*」が付された区域以外の離島の場合、該当する表中の区分番号に1を加えた区分番号の料金を適用する。

対象支店		名古屋支店から		名古屋支店・京都支店から		
区分	加算金額	富山県	石川県	福井県		
区分0	0円					
区分1	10,000円 及び 交通費等					
区分2	15,000円 及び 交通費等			小浜市 敦賀市 高浜町	若狭町 美浜町 おおい町	
区分3	23,000円 及び 交通費等			鯖江市 南越前町	越前市	
区分4	30,000円 及び 交通費等			大野市 永平寺町	勝山市 池田町	
区分5	40,000円 及び 交通費等			福井市 坂井市	あわら市 越前町	
区分6	50,000円 及び 交通費等	富山市 魚津市 滑川市 砺波市 南砺市 上市町 入善町 舟橋村	高岡市 氷見市 黒部市 小矢部市 射水市 立山町 朝日町	金沢市 小松市 珠洲市 羽咋市 白山市 野々市市 川北町 内灘町 宝達志水町 穴水町	七尾市 輪島市 加賀市 かほく市 能美市 津幡町 志賀町 中能登町 能登町	
区分7	70,000円 及び 交通費等					

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		大阪支店から					
区分	加算金額	大阪府		奈良県		和歌山県	
区分0	0円	大阪市 岸和田市 池田市 泉大津市 守口市 八尾市 富田林市 松原市 和泉市 柏原市 門真市 高石市 東大阪市 四條畷市 大阪狭山市 豊能町 熊取町 太子町 貝塚市 河内長野市 島本町 岬町	堺市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 泉佐野市 寝屋川市 大東市 箕面市 羽曳野市 摂津市 藤井寺市 泉南市 交野市 忠岡町 田尻町 河南町 茨木市 阪南市 能勢町 千早赤阪村	大和高田市 御所市 香芝市 平群町 斑鳩町 川西町 上牧町 広陵町 奈良市 橿原市 五條市(西吉野町、大塔町以外) 田原本町 大淀町	大和郡山市 生駒市 葛城市 三郷町 安堵町 三宅町 王寺町 河合町 天理市 桜井市 高取町 明日香村	和歌山市 有田市 橋本市	海南市 岩出市
区分1	10,000円 及び 交通費等						
区分2	15,000円 及び 交通費等			五條市西吉野町 吉野町 山添村 御杖村 東吉野村	宇陀市 下市町 曾爾村 黒滝村	紀の川市 かつらぎ町 紀美野町 九度山町 湯浅町 美浜町 由良町	御坊市 広川町 高野町 有田川町 日高町 日高川町
区分3	23,000円 及び 交通費等			五條市大塔町 天川村 上北山村	野迫川村 川上村	田辺市 みなべ町	印南町
区分4	30,000円 及び 交通費等					上富田町	
区分5	40,000円 及び 交通費等			十津川村	下北山村		
区分6	50,000円 及び 交通費等					新宮市 白浜町 太地町 串本町	すさみ町 那智勝浦町 古座川町 北山村
区分7	70,000円 及び 交通費等						

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

注3 区分7以外の区分又は表中「*」が付された区域以外の離島の場合、該当する表中の区分番号に1を加えた区分番号の料金を適用する。

対象支店		京都支店から			神戸支店から		
区分	加算金額	京都府		滋賀県		兵庫県	
区分0	0円	宇治市 向日市 八幡市 木津川市 大山崎町 宇治田原町 京都市 南丹市 笠置町 京丹波町 綾部市 福知山市(夜久野町、大江町以外)	城陽市 長岡京市 京田辺市 久御山町 精華町 亀岡市 井手町 和束町 南山城村	草津市 大津市 守山市 湖南市 日野町 彦根市 高島市 愛荘町 甲良町 米原市 長浜市(湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町以外)	栗東市 近江八幡市 野洲市 竜王町 甲賀市 東近江市 豊郷町 多賀町	神戸市 明石市 芦屋市 加古川市 三木市 川西市 三田市 たつの市 姫路市(家島町以外) 稲美町 播磨町	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 高砂市 小野市 加西市 加東市 猪名川町 太子町
区分1	10,000円 及び 交通費等	福知山市夜久野町、大江町 舞鶴市		長浜市湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町		相生市 丹波篠山市 南あわじ市(沼島以外) 淡路市 上郡町	洲本市 西脇市 赤穂市
区分2	15,000円 及び 交通費等					丹波市 多可町 福崎町 市川町	朝来市 神河町 佐用町
区分3	23,000円 及び 交通費等					宍粟市	
区分4	30,000円 及び 交通費等	京丹後市 伊根町	宮津市 与謝野町			豊岡市 香美町	養父市 新温泉町
区分5	40,000円 及び 交通費等					姫路市家島町	南あわじ市沼島

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

注3 区分7以外の区分又は表中「*」が付された区域以外の離島の場合、該当する表中の区分番号に1を加えた区分番号の料金を適用する。

対象支店		岡山支店から			
区分	加算金額	岡山県	鳥取県		
区分0	0円	玉野市 瀬戸内市 岡山市 笠岡市 赤磐市 和気町 矢掛町 美咲町 美作市 井原市 津山市(加茂町、阿波以外) 真庭市(蒜山以外) 新見市(千屋、神郷、哲西以外) 鏡野町(上斎原、下斎原以外) 勝央町	備前市 早島町 倉敷市 総社市 浅口市 里庄町 久米南町 吉備中央町 高梁市		
区分1	10,000円 及び 交通費等				
区分2	15,000円 及び 交通費等				
区分3	23,000円 及び 交通費等	津山市加茂町、阿波 真庭市蒜山 新見市千屋、神郷、哲西 鏡野町上斎原、下斎原 奈義町 新庄村	鳥取市用瀬町、佐治町、河原町 米子市 倉吉市 三朝町 琴浦町 北栄町 大山町 南部町 伯耆町 日野町 江府町 日吉津村		
区分4	30,000円 及び 交通費等		境港市 智頭町 湯梨浜町 日南町		
区分5	40,000円 及び 交通費等	西粟倉村	鳥取市(用瀬町、佐治町、河原町以外) 岩美町 若桜町 八頭町		
区分6	50,000円 及び 交通費等				

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		岡山支店から		
区分	加算金額	香川県		徳島県
区分0	0円	丸亀市 善通寺市 琴平町 高松市 三豊市 三木町	坂出市 宇多津町 多度津町 さぬき市 綾川町	
区分1	10,000円 及び 交通費等			
区分2	15,000円 及び 交通費等			
区分3	23,000円 及び 交通費等	観音寺市 直島町*	東かがわ市 まんのう町	鳴門市 美馬市美馬町、脇町 三好市(西祖谷山村、東祖谷、山城町以外) 石井町 北島町 板野町 つるぎ町貞光、半田
区分4	30,000円 及び 交通費等			小松島市 東みよし町
区分5	40,000円 及び 交通費等	土庄町*	小豆島町*	徳島市 吉野川市 三好市西祖谷山村、東祖谷、山城町 つるぎ町一宇
区分6	50,000円 及び 交通費等			阿南市 佐那河内村
区分6	50,000円 及び 交通費等			美馬市木屋平 勝浦町 神山町 牟岐町 海陽町
区分7	70,000円 及び 交通費等			上勝町 那賀町 美波町

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		松山事務所から		
区分	加算金額	愛媛県		高知県
区分0	0円	松前町 松山市 伊予市 今治市 西条市 久万高原町	東温市 砥部町 大洲市 内子町	
区分1	10,000円 及び 交通費等			
区分2	15,000円 及び 交通費等			
区分3	23,000円 及び 交通費等	新居浜市 西予市	八幡浜市 伊方町	南国市 本山町 香美市土佐山田町 大川村
区分4	30,000円 及び 交通費等	四国中央市 宇和島市(津島町以外) 鬼北町	松野町	高知市 香南市 土佐市 佐川町 津野町 日高村 須崎市 香美市香北町 梶原町 越知町 芸西村
区分5	40,000円 及び 交通費等	宇和島市津島町 上島町*	愛南町	宿毛市 黒潮町 土佐町 仁淀川町 四万十町 三原村 四万十市 大豊町 いの町 中土佐町 大月町
区分6	50,000円 及び 交通費等			室戸市 土佐清水市 東洋町 安田町 北川村 安芸市 香美市物部町 奈半利町 田野町 馬路村
区分7	70,000円 及び 交通費等			

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		広島支店から			
区分	加算金額	広島県		島根県	山口県
区分0	0円	府中町 坂町 広島市 竹原市 大竹市 廿日市市 熊野町 尾道市 府中市 庄原市 江田島市 世羅町	海田町 呉市 三原市 東広島市 安芸太田町 福山市 三次市 安芸高田市 北広島町 神石高原町	江津市 川本町 邑南町	和木町 光市 防府市 柳井市 平生町 田布施町 下松市 周南市
区分1	10,000円 及び 交通費等				
区分2	15,000円 及び 交通費等				
区分3	23,000円 及び 交通費等	大崎上島町		浜田市 大田市 飯南町 津和野町 益田市 奥出雲町 美郷町 吉賀町	宇部市 岩国市 周防大島町 山口市(阿東以外) 山陽小野田市 上関町
区分4	30,000円 及び 交通費等			出雲市 雲南市 安来市	山口市阿東 長門市(油谷以外) 阿武町 萩市 美祢市
区分5	40,000円 及び 交通費等			松江市	下関市 長門市油谷
区分6	50,000円 及び 交通費等			海士町* 隠岐の島町* 西ノ島町* 知夫村*	
区分7	70,000円 及び 交通費等				

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		福岡支店から					
区分	加算金額	福岡県		佐賀県		熊本県	
区分0	0円	福岡市 飯塚市 中間市 筑紫野市 大野城市 太宰府市 福津市 宮若市 宇美町 志免町 新宮町 粕屋町 岡垣町 小竹町 桂川町 大刀洗町	直方市 筑後市 小郡市 春日市 宗像市 古賀市 糸島市 那珂川市 篠栗町 須恵町 久山町 水巻町 遠賀町 鞍手町 筑前町 糸田町	鳥栖市 吉野ヶ里町 上峰町	基山町 みやき町		
区分1	10,000円 及び 交通費等	北九州市 久留米市 柳川市 大川市 うきは市 朝倉市 大木町 広川町 川崎町 福智町 東峰村	大牟田市 田川市 八女市 行橋市 嘉麻市 みやま市 芦屋町 香春町 大任町 苅田町	佐賀市 多久市 小城市 玄海町 江北町	唐津市 武雄市 神埼市 大町町 白石町	荒尾市 長洲町 南関町 和水町	
区分2	15,000円 及び 交通費等	豊前市 添田町 吉富町 築上町	みやこ町 上毛町 赤村	伊万里市 嬉野市 有田町	鹿島市 太良町	熊本市 山鹿市 玉東町 小国町 益城町 八代市 水俣市 宇土市 美里町 南小国町 甲佐町 芦北町 錦町 あさぎり町 南阿蘇村 相良村 山江村	玉名市 合志市 菊陽町 嘉島町 西原村 人吉市 菊池市 宇城市 大津町 御船町 氷川町 津奈木町 湯前町 産山村 水上村 五木村 球磨村
区分3	23,000円 及び 交通費等					上天草市 高森町 多良木町	阿蘇市 山都町
区分4	30,000円 及び 交通費等					苓北町	
区分5	40,000円 及び 交通費等					天草市	
区分6	50,000円 及び 交通費等						
区分7	70,000円 及び 交通費等						

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		福岡支店から		
区分	加算金額	長崎県		大分県
区分0	0円			
区分1	10,000円 及び 交通費等			
区分2	15,000円 及び 交通費等	大村市 東彼杵町 波佐見町	松浦市 川棚町	中津市 宇佐市 玖珠町 日田市 由布市
区分3	23,000円 及び 交通費等	佐世保市 長与町	時津町 佐々町	別府市 日出町 杵築市 九重町
区分4	30,000円 及び 交通費等	長崎市 諫早市 西海市 南島原市	島原市 平戸市 雲仙市	大分市 竹田市 国東市 臼杵市 豊後高田市
区分5	40,000円 及び 交通費等			佐伯市 豊後大野市 津久見市
区分6	50,000円 及び 交通費等	対馬市* 五島市* 新上五島町*	壱岐市* 小値賀町*	姫島村*
区分7	70,000円 及び 交通費等			

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		福岡支店から		
区分	加算金額	宮崎県		鹿児島県
区分0	0円			
区分1	10,000円 及び 交通費等			
区分2	15,000円 及び 交通費等			
区分3	23,000円 及び 交通費等			
区分4	30,000円 及び 交通費等	都城市 えびの市 三股町 西米良村 五ヶ瀬町	小林市 高原町 高千穂町	鹿児島市 薩摩川内市(上甕島、中甕島、下甕島以外) 日置市 霧島市 南さつま市 伊佐市 さつま町
区分5	40,000円 及び 交通費等	宮崎市 国富町 高鍋町 都農町 諸塚村	綾町 新富町 椎葉村	枕崎市 出水市 長島町 東串良町
区分6	50,000円 及び 交通費等	延岡市 日向市 西都市 木城町 門川町	日南市 串間市 日之影町 川南町 美郷町	鹿屋市 志布志市 錦江町 肝付町
区分7	70,000円 及び 交通費等			奄美市 南種子町 瀬戸内町 喜界町 天城町 和泊町 与論町 十島村 宇検村

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

別表第10 用語の定義

番号	用語	用語の定義
(1)	センター	当社、株式会社西日本住宅評価センターをいう。
(2)	業務規程	センターが定める確認検査業務規程をいう。
(3)	法	建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
(4)	令	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
(5)	規則	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。
(6)	建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)をいう。
(7)	バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)をいう。
(8)	消費税法	消費税法(昭和63年法律第108号)をいう。
(9)	省エネ業務規程	センターが定める建築物省エネ法判定業務規程をいう。
(10)	電子申請	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条に規定する申請等をいう。
(11)	確認	業務規程第17条(業務規程第24条において準用する場合を含む。)に規定する確認をいう。
(12)	計画変更	確認のうち、法第6条第1項に定める計画の変更をいい、法第87条、法第87条の4又は法第88条で準用する場合を含む。
(13)	検査等	業務規程第26条に規定する中間検査、業務規程第38条に規定する仮使用認定及び業務規程第32条に規定する完了検査(以下、それぞれ「中間検査」、「仮使用認定」及び「完了検査」という。)の検査(工作物のうち、一般工作物においては仮使用認定の検査を除く)をいう。
(14)	確認申請書(建築物)等	規則別記様式第2号をいい、計画変更において法第6条の2の申請を行う場合は、規則別記様式第4号を第1面として申請を行った場合の申請書第1面から第6面をいう。
(15)	確認申請書(工作物)等	規則別記様式第10号又は規則別記様式第11号をいう。工作物の計画を変更して法第88条第1項又は第2項で準用する法第6条の2の申請を行う場合は、それぞれ規則別記様式第13号又は規則別記様式第14号を第1面として申請を行った場合の申請書第1面及び第2面をいう。
(16)	中間検査申請書	規則別記様式第26号をいう。
(17)	完了検査申請書	規則別記様式第19号をいう。
(18)	築造面積	確認申請書(工作物)等(規則別記様式第11号に限る。)第2面【6. 工作物の概要】【二. 築造面積】の申請部分の面積をいう。
(19)	概要書等	規則別記様式第3号及び規則別記様式第12号をいう。
(20)	工事届	規則別記様式第40号をいう。
(21)	FD申請	一般財団法人建築行政情報センターの確認申請プログラムにより作成した申請書データの添付がある確認の申請をいう。
(22)	住宅等	一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の用途(以下「住宅等の用途」という。)に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上、かつ、住宅等の用途以外の用途に供する部分の床面積が200㎡以下であるものをいう。
(23)	軽微な変更	規則第3条の2に規定する軽微な変更をいう。
(24)	軽微な変更説明書の提出	平成19年6月20日国土交通省告示第835号第3第2項第3号又は同第4第2項第3号に規定する軽微な変更説明書の提出をいう(変更内容が軽微な変更該当しない場合においても、軽微な変更説明書が提出された場合を含む)。
(25)	一の変更	平成22年3月建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物用」P25に規定する一の変更をいう。
(26)	単独申請	一の建築設備又は一の工作物を一の申請として行う申請をいう。
(27)	複数申請	複数の建築設備又は複数の工作物を一の申請として行う申請をいう。
(28)	併願申請	建築物と建築設備又は建築物と工作物を一の申請として行う申請をいう。
(29)	他機関等	法においては、センター以外の指定確認検査機関又は建築主事をいい、建築物省エネ法においては、センター以外の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁をいう。
(30)	消防同意	法第93条第1項に規定する同意の手続きを、センターが確認の引受けした後に行うことをいう。
(31)	行政等への報告	法第6条の2第5項、法第7条の2第6項、法第7条の4第6項、法第7条の6第3項、法第15条第1項、法第93条第4項、法第93条第5項又はその他これらに類する特定行政庁、市町村、消防、保健所その他これらに類する行政機関への報告をいう。
(32)	紙面出力	行政等への報告を行う場合に、センターが概要書等、工事届、消防長等に対して通知(消防長等が図書を求める場合に限る)等その他これらに類する図書の紙面出力又は印刷等を要する場合をいう。
(33)	同一棟増築	確認申請書(建築物)等の第4面【3. 工事種別】の欄が増築に該当するものをいう。
(34)	土砂災害特別警戒区域の審査	令第80条の3の規定により、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法に関する審査をいい、土石等の衝撃を遮るよう設置される門又は塀の構造方法に関する審査を含む。

番号	用語	用語の定義
(35)	構造計算等	次のいずれかに該当するものをいう。 イ) 令第3章第1節から第7節の規定に係る図書(ただし書きの構造計算による構造計算書を含み、法第68条の10の認定を受けたもののうち、同一の構法において、法第68条の11の認証を受けていないものの当該図書を除く) ロ) 令第3章第8節の規定に係る図書 ハ) 令第80条の2の規定に係る図書(平成14年国土交通省告示第410号の規定に係る法適合確認書を除く。) ニ) 令第80条の3の規定に係る図書 ホ) 令第137条の2又は令第137条の12第1項の規定に係る図書 ヘ) 地方公共団体の条例の規定に係る図書(法第19条又は法第20条に係るものに限る。)
(36)	規則第1条の3の図書省略	規則第1条の3第1項第1号イ及び同号ロ(1)の規定に適合するものをいう(同一の構法において、法第68条の10の認定又は法第68条の11の認証を受けているにもかかわらず、同認定又は同認証の範囲外として申請するものを除く)。
(37)	構造別棟等の数	確認申請書(建築物)等の第3面【12. 建築物の数】【イ. 申請に係る建築物の数】の値をいう(前号の構造計算等を要する部分を含む建築物に限る。)。ただし、令第36条の4に規定する建築物の部分の有する建築物については、エキスパンションジョイントの数を加えるものとし、同一棟増築については、当該建築物における増築面積に係わらず数に加える。
(38)	特定天井	平成25年国土交通省告示第771号第2に規定する特定天井のうち、同第3に定める基準への適合の審査を要するものをいう。
(39)	落下防止措置	平成17年国土交通省告示第566号第1第2号ロただし書きの規定により、講じられる措置をいう。
(40)	ルート2	令第81条第2項第二号イに掲げる構造計算(許容応力度等計算)で、法第20条第1項第二号イに規定する方法(大臣の認定を受けたプログラムによるものを除く。)による安全性の確認をいう。
(41)	保有水平耐力計算等	保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算をいう。
(42)	限界耐力計算等	限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算をいう。
(43)	併用構造	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造形式のうち、2以上を併用するものをいう。
(44)	多節点等	木造又は板厚6mm未満の軽量鉄骨を多用したブレース構造その他の建築物で、ラーメン構造に比べて節点の多いものをいう。
(45)	一般的なプログラム	一般に広く利用されているプログラム又は企業が自社専用利用を目的として開発したプログラムのうち、いずれかに該当するプログラムであって、少なくとも荷重計算から断面算定までの工程を一貫して処理できる機能を有するプログラム(以下「一貫計算プログラム」という。)をいい、センターが定めるものに限る。
(46)	建築物の構造計算の手法1	一般的なプログラム以外の一貫計算プログラムによる構造計算をいい、フリーソフトによる構造計算を除くものとする。
(47)	建築物の構造計算の手法2	「一般的なプログラム及び建築物の構造計算の手法(1)」以外のプログラム等による構造計算をいい、表計算ソフト又は手計算による構造計算を含むものとする。
(48)	建築物の部分	エキスパンションジョイントで接している複数の建築物の部分がある場合は、それぞれの部分をいい、特定天井において複数の該当部分がある場合は、それぞれの部分をいう。
(49)	工作物の構造計算の手法1	「センターが定めるプログラム又はこれと同等以上と認めるプログラム」以外の一貫計算プログラムによる構造計算をいい、フリーソフトによる構造計算を除くものとする。
(50)	工作物の構造計算の手法2	「センターが定めるプログラム又はこれと同等以上と認めるプログラム及び工作物の構造計算の手法(1)」以外のプログラムによる構造計算をいい、表計算ソフト又は手計算による構造計算を含むものとする(試行くさび法又は円弧滑りの検討を除く。)
(51)	工作物の構造計算の手法3	「センターが定めるプログラム又はこれと同等以上と認めるプログラム及び工作物の構造計算の手法(1)」以外のプログラムによる構造計算をいい、表計算ソフト又は手計算による構造計算を含むものとする(試行くさび法又は円弧滑りの検討に限る。)
(52)	既存不適格等の判定の審査	法第3条又はそれ以外に該当するかの判定をするための審査を要する場合をいう(法第12条第5項による特定行政庁への報告書等の添付により、センターがその判定を要しないと認めるものを除く)。
(53)	既往工事	平成21年9月1日国住指第2153-2号1.(1)⑤における、申請前の確認の検査済証交付以降に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事をいう。
(54)	検証法 (耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法)	令第108条の3第1項に定める耐火性能検証法、同令第4項に定める防火区画検証法、令第129条第1項に定める階避難安全検証法及び令第129条の2第1項に定める全館避難安全検証法をいい、条例の審査並びに法又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む(以下、それぞれ照合を含み、「耐火性能検証法」「防火区画検証法」「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」という。)

番号	用語	用語の定義
(55)	天空率の審査	法第56条第7項に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに 法 又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(56)	日影の審査	法第56条の2に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに 法 又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(57)	特定避難時間等建築物の審査	平成27年2月23日国土交通省告示第255号第1項第1号に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに 法 又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(58)	1時間準耐火共同住宅等の審査	平成27年2月23日国土交通省告示第255号第1項第3号に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに 法 又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(59)	開口率計算等の審査	令和元年6月21日国土交通省告示第194号第2項第1号及び同第4項第1号に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに 法 又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(60)	バリアフリー法の審査	バリアフリー法第14条第1項から第3項への適合の審査をいう。
(61)	特別特定建築物等	バリアフリー法第2条第17号に定める特別特定建築物をいい、バリアフリー法第14条第3項の規定により、地方公共団体が条例で定める特定建築物を含む。
(62)	省エネ適合性判定	建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
(63)	省エネ適合性判定の用途区分	センターが別に定める建築物省エネ法判定業務規程別表第6の用途区分をいう。
(64)	標準入力法等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年法律第1号)第1条第1項第1号イの基準をいい、主要室入力法及びBEST省エネツール(誘導基準認定ツール)による計算を含む。
(65)	モデル建物法	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年法律第1号)第1条第1項第1号ロの基準をいう。
(66)	省エネ変更計画書	建築物省エネ法施行規則第2条第1項に該当する建築物エネルギー消費性能確保計画についての変更計画書をいう。
(67)	省エネ軽微変更説明書	建築物省エネ法施行規則第3条に該当する建築物エネルギー消費性能確保計画についての軽微な変更説明書をいう。
(68)	省エネ軽微変更該当証明書	建築物省エネ法施行規則第3条(同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更への該当を証明する書類をいう。
(69)	省エネ軽微変更ルートA～ルートC	建築物省エネ法に係る適合義務(適合性判定)・届出マニュアル(平成29年4月時点版)P122の軽微変更A～Cをいう。
(70)	直前の省エネ適合性判定等	完了検査申請の直前に行われた 省エネ適合性判定(省エネ変更計画書によるものを含む)又は省エネ軽微変更説明書 をいう。
(71)	あらかじめの検討	確認においては、平成19年6月20日国住指第1332号第1(2)(施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等)に該当するもの又は平成19年11月14日国住指第3110号第3「確認の申請に当たって変更見込み次項があらかじめ検討されている場合について」に該当するものをいう。仮使用認定においては、昭和53年11月7日住指発第805号第1第5号(2)に該当し、別途検査(以下、「 あらかじめの検討の別途検査 」という。)を要するものをいう。
(72)	直前の確認	対象となる計画変更の直前に行われた確認(計画変更を含む)をいう。
(73)	直近の確認が他機関等	対象となる 検査等 の直前に行われた確認(計画変更を含む)を 他機関等 で受けたものをいい、直前の申請が 検査等 である場合で、直近の確認(計画変更を含む)から対象となる 検査等 までの申請において、その全ての 検査等 を他機関等を受けている場合は、直近の確認(計画変更を含む)を 他機関等 で受けているものを含む。
(74)	直前の検査が他機関等	対象となる 検査等 の直前に行われた申請が 検査等 で、かつ、その 検査等 を 他機関等 で受けているものいう。
(75)	申請前の確認	既存不適格等の判定の審査 を要する確認において、対象となる建築物等の最新の確認をいう。
(76)	エレベーター等	令第146条第1項第1号に規定するエレベーター、エスカレーター及び令第146条第1項第2号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
(77)	一般工作物	令第138条第1項に規定する工作物をいう。
(78)	鉄柱等	令第138条第1項第2号に規定する鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く)をいう。
(79)	広告塔等	令第138条第1項第3号に規定する広告塔又は広告板をいう。
(80)	擁壁	令第138条第1項第5号に規定する擁壁をいう。
(81)	工作物である自動車車庫	令第138条第3項第2号に規定する工作物をいう。

番号	用語	用語の定義
(82)	追加説明書	平成19年6月20日国土交通省告示第835号第3第4項第3号に規定する完了検査における追加説明書をいう。
(83)	再検査	検査等の内容、建築物の規模若しくは検査等の項目等により、複数の検査日程に及ぶ場合の初日以外の検査等、検査当日に申請者の申し出により検査等が延期となり、再度日程を設定する場合の検査等、センターが検査等のために現地に赴いた場合、立会人や設備専門担当者の不在等、申請者の責に帰すべき理由で再度検査等を要することとなった検査等又は検査等(完了検査における追加説明書の審査を含む)の結果、センターが再度現地で検査を要すると判断した場合の検査等をいう。
(84)	休日等	業務規程第13条第2項の規定に規定する休日等をいう。
(85)	安全計画書	規則第4条の16第1項表(は)に定める安全計画書(確マ-17号様式)をいう。
(86)	軽微変更報告書	センターが定める確認検査実施マニュアル様式確マ-23号による報告書をいう。
(87)	計画書等	省エネ適合性判定の計画書、変更計画書又は軽微変更該当証明申請書をいう。
(88)	申請書記載事項変更届等	センターが定める確認検査実施マニュアル様式確マ-20号又は特定行政庁の定める様式で行われる届出をいう。
(89)	出張費	センターの検査等を担当する支店等から申請地への通常の方法及び経路での移動に係る距離、時間及び出張者の日当の諸費用等を勘案し、センターが定めるものをいう。
(90)	交通費等	社用車等の場合は、有料道路に係る料金の合計をいう。電車、船、飛行機、その他これらに類する公共交通機関、タクシー、レンタカーその他これらに類する交通手段等の場合は、検査等に赴く出張者全員が、これらを利用するにあたり必要となる料金の合計とし、センターの検査等を担当する支店等から申請地への通常の方法及び経路による往復として計算をおこなったものをいう。
(91)	事前相談等	平成19年8月9日国住指第1899号第2、平成19年10月9日国住指第2525号第3、又は、平成20年2月29日国住指第4196号第1(1)の事前相談における、不整合箇所の指摘等をいう。
(92)	確認の引受け	業務規程第17条第3項の規定に基づき行う確認の引受けをいう。